

日医発第 1808 号（介護）

令和 6 年 1 月 16 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

令和 6 年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）につきまして、現在、厚生労働省において、計画書等の様式の見直しが検討されており、見直し後の様式については 2 月末日処で発出する予定とのことです。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととされているところですが、令和 6 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定との事務連絡が厚生労働省より発出されましたので、情報提供申し上げます。

なお、6 月以降は、処遇改善加算等が新加算に一本化される予定となっておりますが、これに関する届出等については追って連絡があることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 令和 6 年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について
(令 6.1.11 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度の「介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」
に係る提出期限について」の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1195

令和6年1月11日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和6年1月11日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末日で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしていくところですが、
- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

です。管内の介護サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については追って連絡いたします。